

令和4年度第2回行政改革審議会

1 開催日時

令和4年8月22日（月） 14時00分～17時00分

2 開催場所

福岡県庁行政棟（10階）特1会議室（オンライン併用）

3 出席者 11名

4 会議次第

（1）外部評価

5 議事録

事務局： それでは、定刻になりましたので、令和4年度の第2回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。本日は、津田会長、辻副会長、野田委員、南委員は県庁にお越しになっての出席でございます。そして、池田委員、緒方委員、権藤委員、佐々木委員、谷委員、二又委員、安河内委員はリモートでの御出席でございます。ただし、緒方委員、権藤委員におかれましては、少し遅れて出席されると伺っております。また、谷委員におかれましては、所用により途中で退席される予定でございます。井上委員、片峯委員、境委員、勢一委員からは、御欠席の連絡をいただいております。本日は、前回の審議会と同様に外部評価を行いまして、9つの事業について御審議いただきます。それでは、この後の議事につきまして、津田会長、よろしくお願ひいたします。

会 長： 皆様、こんにちは。今日もよろしくお願ひします。それでは、早速、本日の審議に入らせていただきます。本日の議題は、今、事務局から説明あったとおり外部評価です。それでは、ワンヘルス推進事業について説明をお願ひします。

（県側説明）

会 長： ありがとうございます。それでは、皆様から質問、御意見ございましたらお願ひいたします。

委 員： 見直し内容の中に開催場所を検討するとありますが、人数のほうは出ているんですけども、開催場所は県内のどの辺りで、どれくらい

の回数行われていたかということは分かりますでしょうか。

県側：開催は、県内4地域のうちの筑後地区になりまして、場所は九州芸文館という筑後市にごさいます施設のほうで開催をしております。人数は、こちらのほうは、イベントはこの分の1回でございまして、1回で450名を前回、実績として上がっているところでございます。

委員：ありがとうございます。

会長：ほかにございませんか。どうぞ。

委員：すみません、5の事業費で、R3決算は、891万のうち一般財源が850万あったんですけど、令和4年度は一般財源は減っているんですけど、これはどういうことかということと、最終的には、その認知度が今21.9%なんですけど、これをどこまで到達するということを目標にやられるのか。

県側：ありがとうございます。

まず、1番目の御質問の決算額のうち一般財源と今年度の歳出のうちの財源の相違でございすけども、こちらにつきましては、財源としまして、厚生労働省の感染症予防事業費等国庫補助金を充当することとしておりましたが、補助金の審査の結果、予定した額が認められなかったということで、その分が入ってこなかったというところでもございまして、今年度はこの補助金が取れるようにということで、半分は補助金を取りたいと考えております。

次の2点目の認知率の件でございすますが、こちらは6のところにも書いておりますけども、令和3年度に県政モニターで認知率の調査をいたしましたところ、令和3年度で21.9%というふうな状況になっております。これは福岡県での県内での認知率を高めたいと思っております。令和8年度までに70%とすることを、県の総合計画でございすとか、我々の計画であるワンヘルス推進行動計画、この中で掲げているところでございす。

委員：ありがとうございます。

会長：ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声)

会長：それでは、私、一つ聞きたいことが。何も知らない頃、1年ぐらい前かな、パンフレットを読んだんですけど、全く理解できなかったんです。その目指すところがよく分からなかったという、ちょっとそういうところがありましたので、今回、人数を目標として書いてありま

すけども、その結果、イベントをやって、皆さんが認知した後、何が起こるのか、何を起こし、どういう形になってほしいのかというのがもう少し見えてくるような計画をプラスアルファでしていただければと思います。感染症といえば、皆さん、すぐ今、飛びつく時代ですけども、直接そこに関わっているというほどでもないし、非常に微妙な。一番下の意識の啓蒙のところと現実の問題のところと、かなりギャップが開いてきているという状況があると思いますので、よろしく願いします。

皆様、よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

会 長： それでは、次に進ませていただきます。よろしいですか。それでは、新生児聴覚検査体制整備事業について説明をいたします。

(県側説明)

会 長： ありがとうございます。皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。

委 員： すみません、入室が大変遅くなりまして申し訳ありませんでした。

1点質問ですが、事業目標のところ、療育が必要な児の療育開始確認率というものは58.8%ということで、6割は確認できているということなんですが、あの方というのは、療育が開始されたかどうか分からないのか、何かしら検査で引っかかったけれども、療育を開始しなかった、しなくてもよかったのか、この辺りというのはどのように把握をしていらっしゃるのでしょうか。

県 側： センターのほうに報告をいただくようになっておりますけれども、その報告が今現在では上がってきてないというようなことでございます。ですので、そこがやはり見直しのところだろうと考えておりますので、産科医療機関、それから精密医療機関のほうに、きちんとセンターに報告を上げていただくように、今年度、説明してまいりたいと思っております。

委 員： ありがとうございます。これは、報告は義務ではないということでしょうか。

県 側： はい、あくまでも御協力の範囲でお願いしておりまして、こういった体制、センターをつくって、このような流れで報告をお願いします

というようなマニュアル等をつくっておりますので、それにのっとって報告をお願いしているような状況です。義務ではございません。

委員：なるほど。ただ、ちょっと気になるのは、センターがあつて、センターでの検査ということですよ。ということは、この必要性があつてこの支援センターというものは当然できているので、それを義務化というような形にはできないんでしょうか。というのも、御存じのとおり、やっぱり療育というのは少しでも早く開始すべきだなと思っておりますし、そのことによって、後々、その子供さんが障害を抱えていくのか、あるいは軽減されるのかということで、非常にここだけを取っても重要な問題ではあると認識しています。これは義務化というような形にぜひしていただいて、療育を開始できたかどうかの報告をするというのは義務化で、その後、療育を開始、実際にするかどうかというのは、保護者の判断も御家庭の事情もあるでしょうから、そのような形で、継続的に支援を強化するという意味では、お願いしたいなというのが要望です。以上です。

県側：ありがとうございます。センターのほうでは検査自体は行っておりませんので、検査は、産科の医療機関でまずスクリーニング検査をして、あと、要精密（リファ）となれば、精密機関のほうで行っております。センターは、その後、報告を受けて、うまく療育が必要な児をつないでいけるように間に入っているところなんですけれども、委員がおっしゃいましたように、うちとしましても、療育が必要な児の療育開始確認率を目標100%としております。ですので、本当に義務化まではいかなくとも、100%とにかききちんと報告をしていただくようお願いをしておりますので、引き続ききちんとこの体制が児のためにうまく活用できるようにやっていきたいと思っております。

会長：ほかにございませんか。お願いします。

委員：御説明ありがとうございます。途中でちょっと接続が切れたみたいで、御説明を伺っていない部分があるので、もしかしたら御説明いただいているのかもしれないんですが、お伺いしたいと思ひまして。出産に関しては、この2ページ目の見直しというところにも書かれているように、里帰り出産の方が多くて、それで、だから保護者は福岡県民なんだけれども、でも別のところに戻って出産するという方が結構いらっしゃると思います。私が自分でやった調査でも、福岡県は結構、特に九州各県からの出身者の方が多いので、そういう別のところで出産して、それでそのうち戻って、里帰り出産するけど、福岡県に戻ってくるというケースが多いんじゃないかなと思うんですが。

そういう方の場合は、例えば生後1か月は大体お里にいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そういう方の場合、実際の様々な療育というのは、その後、福岡県で実施するのが必要になるんじゃないかと思うんですけども、その辺りの、里帰りしたところでまずその検査を受けて、その検査結果が福岡県にどのような形で来るのか。その人たちのその後、療育の開始率はどのようになっているのかという。多分、本当はそういう、こちらで産んだ方と、それから里帰りして産んで、戻ってきた方という2種類で分けて集計しなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その辺りのことについては、その連携とか、その辺りの集計の方法とかという、その辺りについてはいかがでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

県 側： 今、里帰り出産をした方についての検査の結果で、どのようにまたフォローしていくかというのは、まだマニュアル等にきちんと明記をしておりませんでした。それで、産科医療機関のほうからも、そのような、こういったケースはどうしたらいいのかというようなことが寄せられていますので、これは見直しとして、今年度、きちんと会議等で専門家の方々も交えて協議をしながら、改定していきたいと考えております。本県で里帰り出産した方が、また他県に戻っていかれますけれども、戻っていかれる場合に、リファアだったとか異常がないということも、検診の結果については、母子手帳に記載をしていくようにしております。

委 員： ありがとうございます。私がお伺いしたのは、里帰りして他県で出産した方で、実は本県に住民票があるという、そういう方の場合の把握とかフォローとかというふうなものはどうなっているのかという、そういうことをお伺いしたかったんですが。

県 側： 申し訳ございません。本県の方が他県で御出産された場合、また本県に戻ってこられるかと思っております。その際には、市町村の保健師さんのほうが、例えば健診であるとか、乳児家庭全戸訪問とあって、4か月までに皆さん訪問されますので、それよりも早い段階で、把握した段階で、御本人といいますか、保護者の方の同意を得まして、センターのほうにリファアの方については情報提供していただくというような形で、今、その後は県内の精密機関等で支援をしながらという形で、本県で出産した方と同じような形で支援していくという形になっております。

委 員： 分かりました。3か月健診の前に保健師さんが見えになりますけど、そのときに実際に会って把握するということになりますか。そ

ういうことですね。

県 側： 母子手帳に記載されてございますので、必ず母子手帳を確認していただき、その結果で、リファーマーの場合は支援をしていくという形になってまいります。

委 員： 分かりました。その捕捉の方法というのは多分、別の集計が必要なんじゃないかなと思うんですけど、そういうものはここには書かなくてもいいわけですか。つまり、ここは今、出産時にセンターで把握したものだということになっているかと思うんですけども、他府県で出産して、それで戻ってきて、その後、つまり、生後1か月以上たったときに把握できるという、そういう人たちの場合というのは、別の集計にするべきなんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの集計はここの中に全部入っているということなんですか。

県 側： 現時点ではセンターに報告されたものは全て入っております。ですので、分けてというような集計は今しておりません。

委 員： 分かりました。そうすると、実際の母数が本当は分からないんじゃないかなと思うんですけど、はい、分かりました。多分、そうやって他府県で出産して戻ってくる子供たちの、本県で住民票を持っている、そういう子供たちのほうのフォローにやっぱりちょっと力を入れていただきたいなというふうな気持ちがございますので、その辺りについても十分に把握できるようにお願いしたいと思います。以上です。

会 長： ほかに御意見、御質問ございませんか。どうぞ。

委 員： 先ほどのワンヘルスケアも今回のあれも、前回からもそうですけど、全体的に、委員の先生がおっしゃったような母数というか、その評価の数値があまりにも曖昧過ぎないかなと思ってしまして、行政改革なので、改革をする場所がどこなのかというのが前回から私、見づらいというか、把握しづらくて、これは1回、県のほうで皆さんで御覧になっているんですかね。

それから、全体の予算に対して、これらいろんな評価をする項目というのがたくさん、毎回すると、使われているんですけど、時間も使ってやるんですけど、数値目標というのがぼんやりし過ぎて、果たしてこれを評価して、じゃあ、次も改善なのでお金出していいですよと判断をしちゃっていいのかが、私が委員の一人として、これでいいのかというのが今、疑問に思っていてまして、今回のこの件だけじゃないので、この場で申し訳ないんですけど、これってどうしたらいいですかというところなんですけど、何を改革する気であるのかというのが全体的に見えづらいというか、そして、そこに対して予算を割り当て

ていくという、その数値目標に対して、この場だけで何とかというふうな数値目標になってないのかなというのが気になりました。どのような計画で進められていて、どういう目標に向かって、これでどうなるのかということにお金を使っていかないと、税金ですので、改革といったところでの私たちの役割というのがはっきりしづらくて、県の方々、委員の方々含めて御意見いただけたらと思っています。

なぜかという、3時間も使ってやるので、私もそんなに時間がないんですけれども、意見を言わなかったら通るといふようなことで果たしていいのかというのは疑問に思っております、それぞれの担当の方から御報告、こういうふうにしようというのは分かるんですけれども、この紙1枚と、一体この一つ一つがどういったもので、何をやる団体で、何をやる事業なのかということが読み取りづらくて、何か形骸化されていませんかということはお伝えしたいところです。行政改革委員なのでということは何度も言うんですけれども、そのつもりで私はお受けしているのです、大丈夫ですかということをお伺いしたいと思っております。これは全体です。ごめんなさい。この本件だけじゃなくて。ごめんなさい。すみません。さっきの話とか全くオーケーと言っちゃったような形になっちゃってよかったのかというのを思っちゃってまして、どの課にお答えいただく……。

会 長： おっしゃるように、事業の目標の設定の仕方から 成果指標の決め方というところの論議が多少不足しているというのは、私も実は思います。これは県の中で1回きちんともんでいただいて、今、委員が言われたように、実際に実現したいことと、それに近づくために適切な事業になっているかということ、ここの指標自体を見直すということも含めて、1度きちっと検討していただくということをお願いしたいと思います。委員、よろしいでしょうか。ちょっとこの場で全部変えて、一個一個チェックしていくというわけにはいかないのです、県のほうにもう一度そこは1回見直してくださいということをお願ひするということにさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

委 員： 私がオーケーと言ったかどうかという、評価したかどうかという判断をしたつもりがちょっとないというか、できない状態なので、それでもいいのかなというのだけです。

会 長： おっしゃっていることはよく分かります。ちょっと私から一ついいですかね。これは、またここの部分なんですけれども。

この乳幼児聴覚支援センターという、この役割というところが、あ

る疾病に対して、あるいは障害に対してのセンターですけど、これと同じようなスキームのやつは、ほかの疾病、障害に対してはないんですか。これだけの、ここの事業スキームの絵が描いてありますよね。

県 側： 母子保健に関してはないです。

会 長： もうこれだけなんですか。

県 側： 母子の関係ではですね。

会 長： 赤ちゃんの障害、疾病をつかまえる、それを……。

県 側： いろんな検査はございます。乳幼児の先天性代謝異常検査とか、ありますけども……。

会 長： それは乳幼児の保護の観点から、県としてフォローしていこうという体制はこれだけなんですか。あとはもう全部個人ということですか。

県 側： そうですね、これは難聴に関して、こういった生後6か月間までというふうにつなげることが有効だということでのセンター立ち上げなんですけども、それぞれのものに関して、個別に各センターがあるということではございません。

会 長： だから、普通に考えたら、赤ちゃんが健康に育ってほしいという観点から見たら何が必要かというところの中で、ここの聴覚だけがぽつんと出てきているので、きっとほかにか何かいろいろあるはずだと思ったんですけども、ないんですね。これだけ。

県 側： 健康診査等はきちんと市町村でやっておりますね。生後1年半とか乳幼児検査。

会 長： フォローアップが必要なのがこれだということになったんですか。県としてのフォローアップが必要なのがこれだということになったということですか。

県 側： 聴覚に関してフォローアップが必要ということで。

会 長： ほかのほうでは、ほかの……。

県 側： 相談支援、なかなか見つかりにくいというのは、ちょっと検査も今。

会 長： 検査も手薄やし、フォローアップも手薄なので、県としてきちんとプロモーションをしていかないと伝わっていかなくて、ある程度来たら、ほかの部分と同じように現場に落としていこうという発想の一番最初の取りかかりですという解釈でいいんですか。

県 側： そうですね、もともと母子保健に関しては、市町村が今もきちんとフォローしてありますけれども、なかなか聴覚に関してはできていないというところで、このセンターをつくって、市町村にやってもらうためのものがございます。

会 長： 分かりました。今、不足している分をサポートしようというところ

ですね。

副会長： もともと、だから大前提のところでは幾つかお伺いしたいのは、福岡県さんがやっている乳幼児聴覚支援センターというのが、他県でも類似センターを設けているところが多いのか、それとも福岡県の単独の先行事業でやっているのかということですね。補助金は結構はまっているようなので、類似の補助事業をやっているのかもしれないけど、それがどのぐらいの、他県ないしは他市と比べて特徴的なのかということをお伺いしたい。

それから、効果に関して、スクリーニング、これをやることによって、生後1か月で大体分かるという形になっていて、これが仮にこの検査をやらないと、大体発見するまでどのぐらいの期間がかかって、これをやることによってどのくらい前倒し効果といいますかね、発見が早まっているのかということをお伺いしたいのが2点目です。

それから3点目は、これは保健所政令市の関係でいうと、この類似事業は保健所政令市もみんなやっているのか、それとも保健所政令市、県内も含めてやっていないので、福岡市、北九州市、久留米市なんかも含めて対象事業になっているのか、そこら辺のところを教えてくださいましたらと思います。

県側： まず、最初の全国でどうなのか、全国の状況でございますけれども、正確な設置数は把握できておりませんが、全国的には少ない状況で、本県よりも先に始められたところとしては、静岡と長野と把握しております。あと、本県が設置した後に開始をされたのが岐阜県ということで、把握しているのは、申し訳ございません、以上でございます。

あと、2点目が、発見するまでどれぐらいかかるのか、1か月までにしないと、どれぐらいかかるのかということでございますよね。先天性難聴というのが、やっぱり1か月までの検査が有効と言われていて、その後天的なというか、後天性の難聴とかいうのもございますので、そこは1か月までにやらないとどうなのかというのはちょっと持ち合わせておりませんが、今、県内で出生数といえましょうか、県内の出生数が大体4万弱ぐらいになってきていますので、この検査の実施率が、9割は実施していただいていますので、そこを高めることによって、費用というか、そこはやっていかなきゃいけないというところはございます。

あとは、このセンターは県の全域のセンターでございますので、政令市も含めたところで。

副会長： 分かりました。

会長： ほかにございませんか。よろしいですか。
これ、母子手帳のデジタル化というのはいけません。

県側： 国のほうになりますね。

会長： ああ、そう。

県側： 国が今、検討している。

会長： まだ検討中だと。遅いね。そういうところに対して、これは困っていますというような声は上げてほしいですね。
あと、またつまらないことを聞きますけど、結局、療育開始が少ないというようなところの課題を例えば児童福祉法とか何とかに絡めてとかいうようなところの発想もあるんですか。そこまではいかない。

県側： そこまではないですかね。今の児童福祉法に基づいて何かできるんじゃないかというところがございますよね。

会長： 強制力を出すということ。要は最終的には把握して、療育を開始させるということが目的ですよ。

県側： そうですね、はい、目的です。

会長： そのための方法を何か、聞くだけじゃあ、説得だけで。

県側： 実効性のある何かもの。

会長： 要は最終的にはその数字をどうやって上げていくかということに対する方策のところにいるいろいろな発想を入れていただきたいという。皆様、よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

会長： それでは、次に進ませていただきます。
次の項目は、保育士が働き続けられる職場環境構築事業であります。説明をお願いします。

(県側説明)

会長： ありがとうございます。
それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。どうぞ。

委員： 本県は保育士の離職率が全国よりも高いというので、令和2年は1ポイントぐらい高いということになってはいますが、担当課のほうではこの理由をどうお考えになっているのかお伺いしたいんですが。ど

ういう理由で本県では保育士の離職率が高い、大体こんな理由だろうというふうなものを感覚として、あるいはきっちりデータがおありかもしれませんが、そこをちょっとお伺いしたいんですけども。

県 側： すみません、全国より高い理由というか、データとして、こういったことが理由で福岡県が全国平均より高くなっているというものは、数字としては持っていないんですけども、アンケート等によれば、事務的な負担が大きいというふうな部分で離職をされているというふうなデータもございますので、これは多分、全国的にもそうだと思いますけれども、そういった、今、取り組んでおります事務負担が多い、そういったことが離職理由の一つになっていると考えてはいます。

委 員： 今おっしゃったそのアンケートというのは、どういうアンケートなんでしょうか。

県 側： この事業を令和2年度に開始する際に、福岡県の保育協会さんのほうと協力をいたしまして、県内の施設さんに対して、事業実施前にどういったところにフォーカスをして事業を実施すべきかというところで、施設さんに対してアンケートを取らせていただいています。その中で上がってきた回答といたしまして、事務負担軽減を理由で離職されている方が多いといったところが結果として上がっているというような状況でございます。

委 員： 分かりました。ありがとうございます。この事業に関してもそうですが、経営者の方とか園長とかがそのセミナーの対象で、それは施設の何か職場環境の改善が必要だからという、そういうことかと思うんですが、本当のところどういう理由で離職しているかというのをあまりきっちり把握していない職場環境なのではないかという、それはどうしてなのかなど。今のアンケートも事業者のほうに聞いているので、本来はやっぱり離職した人たちに少しアンケートなりを取って、本当は何が離職の理由なのかと。多分一番大きいのは賃金とか、そういうことなんだと思うんですけど、それは別にして、その次に来るもの、その次に来るもの、そういうものを改善していくという、それがやっぱり保育士が長く意欲的に働き続けられることなんじゃないかと思えます。

だから本来は、保育士がどういう理由で辞めたのかと、そこを明らかにしないと、なかなか対策を立てられないんじゃないかと。事業者のほうに聞いても、それが分かっているんだったら多分、引き止められたはずなので、多分、本当の問題のところはちょっと違うんじゃないかなと思うので、本来はまずそういう、本当の理由は何なのか、な

ぜ福岡県は全国平均より多く辞めるのか、その辺りの本当の理由というか、そこが分からないと、なかなか対策が取れないんじゃないのかなと思っているんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

県側： 今おっしゃったように、例えば賃金だったり、そういったほかの理由というのも当然ございまして、そういったところにつきましても、国の調査等によって確認はさせていただいております。賃金改善等につきましても、国のほうにも要望させていただいたりしておりますし、そういった中で、県のほうで取り組んでいこうという部分について、これだけではないんですけど、今回説明をさせていただいているのが事務改善、ICTの導入とか、事務負担の軽減、そういったものの事業に取り組んでいるということになっております。

委員： 賃金は多分、全国的な話だと思うので、別に福岡県だけではないと思います。多分、そこが一番大きな不満点だと思うんですが、それ以外にどういう、職場改善が必要だとして、本当にICTだけの問題なのかどうか。例えば何かのパワハラが多いとか、もしかしたらそういうのがあるかもしれないし、いや、分かりませんが。

だから、やっぱり、離職した人たち全員にする必要はないと思いますけども、そういう方に実際に聞いてみるとか、アンケートを取ってみるとか、何かそういう本当のところはどういうことなのかというようなことをきっちり押さえながら、一方で働き続けられるような職場環境づくり、そのために何が必要なのかというふうなことを、きっちり理由を押さえておかないと、こういう経営者とか園長とかの話だけだと、なかなか現場は苦勞するんじゃないか、まだ苦勞が続くんじゃないかなと思います。その辺り、やっぱり現場の本当の労働者が実際に何に困っていて、どうして辞めてしまったのか。個人的にいろいろあると思うんですけども、でも、その中でやっぱりこういう問題が起きそうだと、多分、類型化しながら少し考えないといけない。例えば認可保育所はこうだとか、認可保育所じゃないところはこうだとか、いろいろそういうものも分類化しながら、理由はいろいろあるかと思うんですけど、そういうやっぱりちょっと、本当の理由、賃金以外の本当の理由、それ以外の理由で辞めている場合に、何が原因なのかというのを把握しないと、なかなか効果的な対策にならないんじゃないかなと思います。

ぜひ私としては、そういう実際の離職した人たちはもちろん、今、働いている人たちも含めてもいいんですけども、離職した人たちをフォローしてみるという、そういうことはやっていただいたほうが、今

後、施策を考えるときには効果的になるんじゃないかなと思いますので、そういうことをちょっと申し上げたいと思います。以上です。

会 長： 御意見ありがとうございました。ほかにございませつか。

委 員： 御存じかと思うんですけど、私は保育事業者でして、まさに保育園を経営しているんですね。うちも複数事業所があるので、この問題はすごく自分ごとのようにお話も聞かせていただきまして、先ほどの御意見も十分理解できるものもあるんですけど、うちも離職者、それから保育士へのアンケート等々、いろいろ長年やっけていまして、離職する人の一番の原因は人間関係が圧倒的に多いです。どこの職場もそうだと思うんですけども、やっぱり保育観というものの違いとか、やっぱり自分の保育と園長とか施設の考え方とか、同じクラスの担任とかというような形での意見が違うというところ、感覚の違いというのはすごく多いというのは、もう実感として今、持っているところですよ。それも踏まえてなんですけど、この中で気になったところは、まず具体的な取組のところがあります。保育サービスの量の拡大というのがありまして、量の拡大とは何だろうかと思いました。今、仕事の量とか保育サービスの量の拡大という、ここがどのことの量の拡大とおっしゃっているのかが分からなかったんで、1点ここは質問ですよ。

それから、これは私の感覚なんですけど、ICTの導入によって負担軽減というふうに、どこも今、全国的に言っているところなんですけど、根本的な解決が私はできていないんだと思っています。ICTを活用して入力業務が減っても、実はまだまだ行政は紙で残しなさいと指導があつて、結果、ICTでいろいろ記録もやっけていのに、紙にも印刷する、また紙でもチェックするとか。何かダブルで、両方必要というところが、軽減になってなく、ICTの活用によって負担が増えているところがかなり多いなと思っていますところが二つ目ですよ。

もう一つ、すみません、端的に言います。成果指標のところですよ。令和元年、2年の実績で8.9から10.2というふうに、実は離職率が増えていていると思うんですけど、この事業をやることで、実績として離職率を下げたいのに増えてきている。この要因とは何だろうかというところをもう少し精査すべきなので、離職率というのはICTの活用を導入することによって減っていくものではないというのが認識じゃないかなと少し思いました。

もう一点だけ最後に、コンサルティングに関しても、これは希望制ということなんですけど、事業所そのものもなんですけれども、保育士それぞれがキャリアを積んでいって、先、自分が5年後、10年後どうな

っていくのかというのが想像できるようなキャリア設定をしていかないといけないと思うんですね。だから、やっぱり今、保育所で導入されているような処遇改善、それからキャリアアップという、補助金ありきのところが非常に、これ、行ったら何か補助がもらえるとか、何かそういうふうな、本当に目先のものになっている気がするので、もう少しここら辺は、私も当然その事業者なので、補助金が全くなく、じゃあ、それで処遇改善とかキャリアアップってやれるのかというと、そうではないところがあります、もう少し中身をしっかり精査しないと、実際に離職率と、あと、負担軽減というところ、それから保育士のキャリアアップというのは望めないなと思っているところです。以上です。

会長： ありがとうございます。県からコメントはいいですか。承りましたということ。ほかによろしいでしょうか。

今、お二人から厳しくありましたけども、やっぱりQCストーリーの初歩のところですけども、まず現状把握をきちっとやってください。それをやらないと、園長さんも経営者も、あるいはこの審議会の委員も納得性がやっぱりないということなので、ほかのところも同じですけど、現状把握をしっかりとった上で、計画をQCストーリーでしっかりまとめて、成果を出すための指標というところにまとめていただければと思いますので、よろしくお願いします。

副会長： これ、要するに保育自体が市町村事業なので、なかなかやれることは限られていると思うんです。それで、なおかつ予算も400万ですから、会計年度任用職員を一人雇えるか雇えないぐらいの費用でやっている話なので、その中の費用対効果だと思うんです。ね。

そのときに、私がお伺いしたいのは、これは一応10施設程度を対象にやっているんですが、その10施設の官民割合ですね。一応みんな認可保育園だと思うんですけど、その保育園の官と民の割合がどのぐらいで、感触でいって、職場の改善の一步につながったのかなというような実感のものがどのぐらいなのかと。でも、とにかく先立つものが予算でないで、事業者から見ると、もっと金くれというのが正直なところで、セミナーやるより金くれという要望のほうが多いかもしれないですけど、そういうことも大前提にしながら、それにどのぐらい応えられたかというところですね。

それから、ICTは、私も非常に身につまされるものがあって、例えば父兄との間のやり取りに手帳みたいものを全部デジタル化し切れれば、それはそれで随分負担軽減になるんですけど、しかし、私の経

験で言っても、それを無理やりやろうとすると、かえって保育士さんと非常にトラブルになって、それから父兄のほうにもいろんな方がおられますので、まさに今日お話があったように、アナログとの併用が非常に大きくなってしまおうというのがあって、実践ノウハウ的に言うと、どのぐらいICT、特に父兄間とのやり取りで、手帳みたいなのは全部本当はICTになれば随分楽なんですけど、そこまでいけるようなものなのかどうなのか、今までの職場の改善事例で何かあったら教えていただけたらと思うんですが、いかがですか。

県側： デジタルのICTの部分につきましては、いろいろ園の業務がどこまでいっているかというのがありますけど、例えば登園管理でICTを入れて、みんながもう、この子は来ている、来ていないというのがすぐ分かる、何時に来た、出ていったとかというのが分かるとか、それからひもづいて、例えば延長保育をどの子が利用したとか、そういったものの請求だったりというふうな、そういったところは結構入れられているところは多いのかなと。今、委員がおっしゃられたようなところについては、まだそこまでそんなに普及はしてないというふうな認識をしております。

県側： 数量の部分が。

会長： どうぞ。

県側： 先ほど保育サービスの量の拡大は何なのかというふうな御質問をいただきました。それについては、保育士の拡大を図っていくということでサービスの、今、保育士がいないので、定数いっぱいまで受け入れられてないというふうな保育所さんもいらっしゃいますので、そういう意味でのサービスの量の拡大というふうなことで書いております。

委員： ありがとうございます。これは定員を増やすということですかね。定員を増やすというか、今、定員に満たないところに対して、もう少し園児を入れていくという意味合いですかね。

県側： そうですね。例えば受け入れる施設のキャパはありますけど、保育士さんがいらっしゃらないので、そこをいっぱいまでは使えていない。そういった場合の拡大という意味で書いております。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

会 長： それでは、次に進ませていただきます。

園芸産地の競争力強化事業（「福岡の八女茶」プレミアムブランド
確立対策事業）です。では、説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長： それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。
どうぞ。

委 員： すみません、では、先に失礼いたします。御説明いただきありがとうございます。事業概要のところ、バイヤーを対象とした事業と、あと、エンドユーザーといいますか、消費者を対象とした事業、両方展開されているということで、それは両方が必要だと思うんですけども、そのウエートをどう考えておられるのかという辺りと、あと、今、展開されている事業では、そのバイヤー対象の取組と消費者対象の取組が必ずしも重なってこないといえますか、ばらばら感がちょっと強いのかなという感もあるんですけども、その辺り、お考えを教えてください。

県 側： まずバイヤーと、今回は消費者向けというふうな形でしておりますけれども、我々消費者に物を届けるという上においては、当然バイヤーさんにしっかり知っていただくことが重要だと考えております。特に八女茶につきましては、実は全国で流通しているお茶の量の僅か2%程度しかございません。ですので、なかなか地元を除いて知っていただく機会が少ない。ただ、それも消費者にというよりは、やっぱりそのお茶を実際に使って、買っていただく方々、バイヤーさんですが、そちらに対しての認知がなかなかうまくできてないというのは考えとしてございまして、今回バイヤーというふうな形でさせていただきました。

ただ、当然、消費者につきましても、実際にやっぱり飲んでいただくのは消費者でございます。消費者から八女茶はありませんかというふうに例えばお茶屋さんと言っただけならば、嫌でもお茶さんは八女茶をそろえなくてはならないというふうなことなので、当然、消費者に対してもやっていく必要がある。これについての割合は、どちらか一方に重きを置くということではなくて、双方がやっぱり同じぐらいの割合でやっていくべきものだろうと考えて、今回実施したということでございます。

委 員： ありがとうございます。

会 長： それでは、お願いします。

委 員： 説明ありがとうございます。資料と今のお話をお伺いした中で、御質問なんですけれども、面積を目標に上げられているのはどういう意味でしょうか。

県 側： 一つでよろしいですか。面積は……。

委 員： その後、お聞きした後、また御質問させてください。

県 側： 分かりました。まず、面積でございますけれども、どうしても1件当たりの面積をやっぱり大きくしていきたいと、我々は考えが実はございまして、お茶の農家戸数というのは年々実は減少、これは農業に限って言えば、もうどの品目も一緒なんですけれども、減少してきているというふうな中で、やっぱりお茶の面積は一定確保して、流通量をこれ以上我々も減らしたくないと。やっぱり八女茶というものを全国に知らしめていくためにも、流通量を一定確保するという、先ほど説明申し上げましたけれども、今の2%というのはかなりデッドラインに近いところなのかなと考えております。

それを確保するためには必要な面積が要るということで、現状を維持していきたいということで、この面積を事業目標とさせていただいたというところがございます。

委 員： ありがとうございます。私がお聞きしたかったのは、この面積の維持って、おっしゃるとおり、生産者数の減少ということは全国を見ても如実に表れていると思うんですけども、少子高齢化とかですね。要は、目標未達というのが多分、続くのかなと思ったんですね。目標未達したら普通、企業だと撤退ラインを決めなきゃいけないんですけども、県の事業ということで、多分、撤退ラインはできないんですけども、どこかで縮小しなければいけないとか、別のことを考えなきゃいけない時期がもう既に来ていると思うんですね。なので、その後に効果の話、有効性と効率性のお話のところ、
「このような八女茶のプレミアムブランド確立により、農業者の所得が向上」とはつきりお書きになられているんですけども、面積ではなく、所得の向上が目標数値になるべきじゃないのかなと。

それからもう一つ、バイヤーさんとかとお話をしたと言っていましたけども、前年度に比べてどれぐらいの契約数と売上げが伸びたのかという、そこがきちんと、このPRというのは、そういったところにひもづかないとPRの意味がないので、広告宣伝をだらだら流したところで意味がないので、そういったところできちんと生産量、それから価格、それから所得の向上というのが目標数値になるべきだと私は

思っているんですね。そういうところで再度計画を立て直すということをしていくと、どういったところにアプローチするかという流通の話も別に出てくるはずなので、きちんとデータを精査した上で、これからの事業目標、それからこれからの財源を使ったところで、収入と支出のところをきちんと管理していくということをやっていないと、これは多分指摘されると思いますので、きちんとやられてはどうかと思います。以上です。

県 側： 御指摘ありがとうございます。委員のほうから今、御指摘がございましたとおり、確かにこの面積ではこの事業内容、直接その効果があったと言いつらいということが皆様からは恐らく御指摘されるだろうなどは考えておりました。今のところこういうようなPRをやっていきまして、先ほども申し上げましたとおり、価格の話は全国的に、まだ全国1位でずっとやれている。特に価格は近年ちょっと下がりぎみだったんですが、福岡の場合は上昇傾向にちょっと転じているというような状況もございます。実際数字もございますので、これ以降、この目標の設定に関しましては、もう少し適切な項目でいくと皆さんの評価を受けやすいというふうなことで、考えていきたいと思います。御意見ありがとうございます。

会 長： ほかにございませんか。どうぞ。

委 員： よろしいですか。ありがとうございます。御説明ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいんですが、私は昨日、プレミアム八女茶というのを知らなかったもので、ちょっと検索してみました。出てきませんが、事業者名が幾つか出てくるんですけど、基本的にはプレミアム八女茶というのは出てこないし、あと、そのロゴマーク、それもなかなか探さないと出てこないんですね。そういうのってやっぱりどうなのかなと。だから、バイヤー向けとか、消費者向けとか、いろいろおっしゃっていましたが、今やこの最後のほうで、見直し内容のところ、多様なPR方法とかと書かれていますが、検索したら一番最初に何らか、県のほうで何かどこかと一緒にやっていたらと思うんですが、そこがちゃんと八女茶ってこういうものですよとか、あるいは昨年東京でこういうことやったんですよとかという、ブログ的にいろんな説明があって、それで初めて、ロゴマークもつくりまして、こういうやつなんですよとなって、開いたら最初にロゴマークが出てきてとかという、そういうページがないといけないんじゃないかなと思うんですね。ここに20代、30代を使って、20代、30代ってパソコンはあまり見ないので、スマホのページとかもちや

んと持って、そういうところでPRしていかないと、一般の人が知るということがなかなか難しいかなと。すみませんが、私は福岡県民ですが、プレミアム八女茶のこと、プレミアムって知らなかったの、それはPRがちょっと足りないのではないかなと思うので、その辺りは。結構いいもの……。実際本当にそれは飲まないと分からないというのは分かりますけども、でも物語をいろいろ読んでみると、こういうことをやったんですよ、こういうものも作ったんですよ、今回はPRこんなことをするんですよとか、そういうストーリーを読んでみると、いろいろ、あっ、プレミアム八女茶ってこんなものかなみたいな、こんなスイーツもあるんですよとかという、あっ、ちょっとスイーツも買ってみようかなとかとなると思うので、ぜひそういうところから。ツイッターとかもやるべきなんじゃないかと思うので、そういうPRの攻め方というか、少しちょっと考えていただかないと、限られたバイヤーさんにやっていって、それはそれでももちろんいいんですけども、消費者に対しては、それではちょっとPRがというか、みんなやっぱり何しているのか知らないかなという感じを受けましたので、ぜひ今後はその辺りのとにかくページをつくって、スマホ用のページとか、ツイッターとか、そういうものから始めていただくと、もうちょっと知る人がたくさん出てくるんじゃないかなと思いました。以上です。

県側：　　すごく貴重な御意見ありがとうございます。PRがやっぱり不足しているというのは、私たちも当然実感しております、このロゴマークをつくったのが、令和元年度末、令和2年につくっております。ですので、正直、まだお茶のシーズンとしては、令和3年のお茶、令和4年のお茶の2年間だけになっておりまして、まだなかなか浸透し切れていない。県内のお茶屋さんにも、こういうふうなやつを配布して、やっていただいていますし、当然のぼりなんかも立てていただいています、確かに今はもう若い子たちが、じゃあ、お茶屋さんに行くかと言われると、まずお茶屋さんに行く手前で多分止まってしまっている、先ほど申し上げられたような、SNSの活用であるとか、そういったところをPR手法として今後しっかり考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

委員：　　よろしく申し上げます。

県側：　　ありがとうございます。

会長：　　副会長、お願いいたします。

副会長：　　私も幾つかお伺いしたいんですが、これ、玉露の販売価格は一応全

国1位ということで、だから静岡よりも、京都よりも、新興の鹿児島なんかよりも上に行っているということですよ。それも成功要因というか、それこそプレミアムで対象ロットを限定したからかもしれませんけど、どこにあったのかをお伺いしたいというのが一つですね。

それからもう一つは、県がブランド戦略やるときは、どちらかというところ産地を広く設定することが多いんですよ。お茶じゃないですけど、例えば山形県が牛肉を売り出そうとしたときは、米沢牛は有名だったんだけど、県内全体に波及効果がないので、山形牛で売り出して、ブランドが落ちちゃうんだけど、県としては、要するに、全体の公共の福祉を考えるとそうなる。福岡の場合、これは八女茶で、八女を県で打ち出しているわけで、農協じゃなくてですね。これは何で可能だったのかというのは、ほかに主要産地がないからなのかどうなのか。結構これは税金かけて応援するわけなので、単純に農業所得が高くなるだけだと、必ずしも公共性がないので、特に商社系の強い産品分野なので、税金を流通対策にどこまで使えばいいかというのは非常に難しいところがあるんですけど、その辺をどう工夫されているかというのを聞きたいのが2番目。

最後に、今、高級市場ということになっている中国市場にどうやって入っていくかというのが一番重要で、このときに今回のこのブランド産品に向けて、中国市場向け、意外にネットを通してやるという手もあると思うんですけど、その辺どう考えられているのか聞きたいというのが最後の三つ目です。

県側： 分かりました。ありがとうございます。

まず、玉露がなぜ1番なのかということなんですが、まず一つ、玉露の産地というのが実は国内にほとんどなくて、福岡はもちろんですが、京都、それと、玉露という定義がちょっと非常に難しいんですが、それぞれ県で少し違うんですけど、三重県。玉露というのは静岡と鹿児島にはございません。そういった中で、一番の競争相手というのは恐らく京都、宇治の玉露だと思います。そこよりも価格が高く取引をいただいているというのは、一つは、これはいろいろな農産物はあるんですが、全国の品評会というのが毎年開催されておりまして、うちの福岡の玉露は、産地賞といって、それを21年連続で玉露で1番を取っている。そういうことが評価されているのが、価格にそのまま反映してきたのかなと思っています。それが1点目です。

それと2点目でございますけれども、ブランド農産物の考え方というふうなことだと思いますが、これは八女茶というよりも、お茶とい

うことで、当然、うちの県にはイチゴのあまおうがあったり、最近で言いますと、柿の秋王があったり、いろんな品目が当然ございまして、その中の品目として、お茶をブランド化の対象品目としたというようなことで、お茶ということになると、どうしても地域が逆に限定されてしまったということで、品目を先に決めてやっているというふうなことで、結果的にはあの地域だけとちょっと捉えられるのかなと思います。

それと、3点目の中国市場向けということですが、すみません、うちでこの辺のことは分かりません。担当課の輸出促進課というところが部内にございまして、そこが八女茶の海外輸出の販売促進を実は行っております。主にヨーロッパとアメリカを中心に今は動いているような、あとはアラブ首長国連邦とか、割とその高価な取引がなされるところにやっぱりやっているというのが現状ございます。

会 長： ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

会 長： それでは、次の説明に移ります。林業イノベーション推進事業です。お願いします。

(県側説明)

会 長： ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。よろしいですか。どなたかございませんか。

委 員： 終了ってどういう意味ですか。

県 側： 研修の終了のことでしょうか。

委 員： 終了と今、おっしゃったので。研修だけが終わるということですね。

県 側： 研修だけを4年度で終了するということです。

委 員： かしこまりました。ありがとうございます。

会 長： じゃあ、どうぞ。

委 員： ありがとうございます。それに関連して、現在の事業費のうち終了する部分というのは幾らで、継続する部分ですね、継続といいますか、今後も、継続ですね、それがどの程度なのかというのをお教えいただければと思います。

県 側： 資料の10ページに令和4年度の当初予算を書いておりますが、こちらに書いてある793万5,000円のうち、終了する事業費は9

3万5,000円になります。こちらが生産技術研修の予算になります。残り700万が、先ほど申しました苗木の一部を助成しているものでございます。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかにございませんか。どうぞ。

副会長： 多分この林業イノベーション推進事業と別立てになっているかもしれませんが、今それこそ森林環境税の上乗せ分の原資ですね。要するに、針葉樹を伐採した後の広葉樹林に展開していくようなものに関してはそういうものを使って、何か混合林に変えていくというか、そういうようなものもあっていて、しかもあっちのほうは原資があるので、もうちょっとお金もうまく使えることを考えると、このイノベーション事業に広葉樹林か何かを入れていくのとセットでやると、もう少し実態に合わせて、ゆったりとといたしますかね、事業を組み立てられそうにも素人的には浮かぶところもあるんですけど、現実問題、増税分につきましては福岡県はどのような使い方をしている、この事業との関連でいうと、どのような戦略を持って対処しようとしているのかお聞かせいただけたらと思います。

県側： 御質問ありがとうございます。先ほどの広葉樹とこのイノベーションをセットでということでお話を受け取りまして、こちらは苗木、いわゆる普通の。

副会長： 針葉樹ですよ。

県側： 杉を植える、針葉樹の苗木の植栽に対する支援ですけども、これはコンテナ苗ということで、これまでの裸苗というのが、先ほど申しました、根鉢がないものですから、なかなか植栽する時期が、先ほど言いました5月から例えば11月ですと、その植栽されておる割合が10%に満たない。あとは11月から4月までの植栽がほとんど9割ぐらいのその期間の植栽になっているものですから、その作業がどうしても平準化できないということで、この苗木の支援をしているところなんです。

広葉樹につきましては、この事業とは別に、既存の造林、造林といえますか、一般的に造林事業というのは植栽とか間伐とか、森林所有者など森林の経営体のほうがやられている事業があるんですが、そちらのほうでこういう植栽については補助も行っておりますので、こういう植栽をしたいというふうな意向を持たれている所有者の方は、普通の造林事業を使って、植栽に対する補助を行っております。

副会長： 十分やれているんですか。

県 側： はい、それについては。税事業については、福岡県の森林環境税につきましては、主に荒廃森林の整備という形で、荒廃森林の間伐ですとか、荒廃森林までの間伐するところから例えば材を搬出するところがあれば、そこに作業道を造ったりですとか、そういった事業のほうを、荒廃森林の整備として税事業を活用させていただいております。

副会長： 今のところね。

県 側： はい。よろしいでしょうか。

会 長： ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

会 長： では、ちょっと休憩を挟みたいと思います。5分ほど休憩を挟みます。45分から再開といたします。

(休 憩)

会 長： それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。
次の議題は、ふくおか教育月間推進事業であります。説明をお願いします。

(県側説明)

会 長： それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。
よろしいですか。

委 員： すみません、質問なんですけど、これはいつからやり始めた事業ですか。

県 側： 令和2年度に初めて開催しまして、2年度、3年度と実施しております。今年度が3回目ということになります。

委 員： もう一つ質問、すみません。福岡県の教育方針みたいなことというのも何かこう伝える機会なんですかね、ふくおか教育月間ということなので。どういう内容が、教育月間の中身がちょっと、何をしたいのかなというのがわからないので教えてください。

県 側： ふくおか教育月間自体は、11月の1か月間、前後も多少は認めておりますが、1か月間にわたって、県内の学校を含めた教育関係団体が一斉に福岡県の教育の充実のために様々な行事など取組をしようということでありまして、この今回御説明した事業というのは、そのふ

くおか教育月間全体を記念するための旗振りをするようなイベントで
ございます。その記念行事というのが1日だけあるわけなんです、
この記念行事の中では、例えば令和3年度では、オープニングセレモ
ニーとして生け花のパフォーマンスをしていただいたり、あるいは記
念講演として科学者から御説明をいただいたり、あるいは児童・生徒
からオーケストラの演奏であるとか、あとはダンスのパフォーマンス
をしていただくというような記念行事をやっております。県教育委員
会から教育長が挨拶を申し上げますが、県教育委員会の今、教育に対
して考えていることは御説明をさせていただくという内容になってお
ります。

委 員： ということは、成果指標を設定しているけど、記念事業なので、事
業として毎年やるという考え方なんでしょうか。

県 側： これは家庭、社会、学校が連携して福岡県の教育を充実させてい
こうという啓発イベントでございますので、できる限り継続していき
たいと思っております。その中で、この成果指標を見つつ、どれぐらい
効果が上がっているか、この成果指標はその参考にさせていただき
たいと考えております。

会 長： ほかによろしいでしょうか。

委 員： 評価するあれが分からない。私が今、何を評価したらいいかが分
からないので、ほかの委員の先生方の意見を聞きたいと思えます。

県 側： 教育月間の目的自体が福岡県の教育の充実発展という非常に大きな
目標でございますので、なかなかそれを確実に捉える成果指標とい
うのがもともと設定しづらい、選択しづらいという事情がありまして、
その中でもできるだけ全国とも比較可能であるような、こういった全
国学力・学習状況調査の中で行われている正式な調査項目がございま
すので、これを参考にさせていただきたいと考えております。

会 長： ほかによろしいですか。どうぞ。

委 員： すみません、ありがとうございます。私も、この事業でこの成果指
標でいいのかどうかというのがよく分からないんですが、令和2年か
ら始めていらっしゃるということなので、この成果指標は令和3年の
結果しかないんですが、令和2年の結果から令和3年は上がっている
のかどうかとかという、その辺はいかがなんでしょうか。つまり令和
2年の結果はいかがでしょう。どんなふうになっているんでしょうか
というふうなことをお伺いしたい。

県 側： 申し訳ありません。今、手元に確実なデータがございませんので、
改めて後日、提供させていただきたいと考えております。申し訳あり

ません。

委員： 後日で結構ですけれども、もちろん御覧になっているかと思imasuので、変わっているのか、上がっていないんだとか、そういうことは把握していらっしゃるかと思うんですが、はっきりした数値じゃなくても、そこはいかがですか。

県側： 全体としては、ほかに地域学校協働活動と申しまして、家庭や地域の方々が学校の教育活動に参画いただくような取組、枠組みというのは年々進んでおりますが、ここ数年のコロナ禍ということで、行事への参画とかその辺りの数値については、そういうイベント自体が、活動が制約されたり、中止になったりというのがあるので、厳しい状況はありますが、全体としては、そういう枠組み、体制整備は進んでいるのではないかと考えています。ただ、この月間をやったからということが直接的な改善の主たる要因かと申しますと、そこはなかなかちょっと説明しづらいところがございます。以上でございます。

委員： 成果指標として出されているものについてお伺いしているので、この事業をやったらこういう成果が上がりますという、その指標として出されているんだと思うので、もちろんコロナ禍というのは分かっています、令和2年も令和3年もコロナ禍なので、同じ条件だと、上がっているはずだったのではないかと。それで、この指標についてどうなのでしょうということをお伺いしているんですけども、お分かりにならないということですね。

県側： 申し訳ありません。令和2年度のデータを今、把握しておりません。

委員： 把握してなくて、こういう成果目標を出されているということですか。本当にいろいろ、これがこういう成果指標に落ち着くかどうかというのは、もちろんおっしゃるとおり分からないわけですが、でも一応、成果指標として出されているからには、これまでどういうふうに移ってきていて、令和2年にやった結果がどういうふうになっているのかということをお伺いした上で事業を継続すると、効果が出ているから、あるいは効果は出ていないけど、ここを改善して事業を継続するとか、そういうふうな対策とか見直しとかという、そういうことが必要なのではないですか。こういう成果指標が適切かどうかというのちょっと私、よく分かりませんが、何かちょっとずれているような気がしないでもないですけども、一応、成果指標として出されているからには、目標の指標として出されているからには、それがどういうふうに移ってきて、どれだけ貢献していて、貢献していないんだとしたらどういうふうな修正をしていくべきなのかと、そうい

うことをきっちり把握して対応して、事業を推し進めていくべきなんじゃないかと思えますけれども。

県側： 御指摘ありがとうございます。補足説明をさせていただきますと、この月間自体については、福岡県の教育月間を定める規程というものを定めまして、最終的な目標としましては、学校、家庭、地域で、社会が連携して本県教育の充実と発展を図る、これが究極的な目標ということで取り組んでおります。お手元の事業目標につきましては、単に学校教育であれば学校だけで回すのではなくて、ぜひPTAや地域住民が関わっていただきたい、そういう社会、福岡県づくりをしたいということで取り組んでおります。趣旨としては、そういった背景がありますので、成果指標は、お手元にあるような、PTAや地域住民が参加している学校の割合、この目標を成果指標として取り組んでいるところがございます。

いずれにしても、成果指標の取扱いにしましては、不断に見直しを続けていきたいと考えております。今回はしっかり把握、分析ができていませんでしたので、そこはおわびを申し上げます。今後しっかり把握、検討してまいりたいと思えます。

委員： よろしく願います。

会長： ほかにございませんか。

委員： ほかの県でもこういう取組はしている。

県側： 月間という形で、全く同じことをやっているかどうかというのはなかなか難しいんですが、教育の日というものを定めて、いろんなイベントをやっていらっしゃる県があります。全体で34県、本県を含めて教育の日などを定めています。その中では、教育週間を定めていたり、私どもと同じように月間を定めているところがあるような状況です。

委員： 目的は同様の目的を定めている。

県側： はい、同様の目的です。

会長： ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

会長： では、本件については、ちょっとよく考えていただきたいと思えます。よろしく願います。

次に進めさせていただきます。高校生みらい支援事業です。では、願います。

(県側説明)

会 長： ありがとうございます。それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。よろしいですか。お願いします。

委 員： 御説明ありがとうございます。1 ページ目の3の事業目標の成果指標のところちょっとお伺いしたいんですが、成果指標の2番目の進路未定者の割合というところで、令和2年は10%以下で、実績が8.6%で、令和元年は8.6%以下で、実績が7.9%ですが、その後もずっと8.6%以下になっているのは、これはどういう理由なのかなと。令和3年の実績が7.9%だったら、令和4年は7.9%以下になっていると私は思ったので、この8.6%がずっと続いて、ここに固定で設定されているのはどういう意味なのかなというふうなことをちょっとお伺いしたい。

県 側： ありがとうございます。この進路未定者の割合の目標値については、令和2年度までは10%以下ということで、ある程度期間を固定して、10%ということで設定をしておりましたが、平成30年度以降ずっと達成できているという状況が続いておりましたので、令和3年度から令和2年度の8.6%というのを基準にして、一旦設定をしたというところがございます。一旦この期間で8.6%としておりますけれども、今後また状況を見ながら、今おっしゃったような点も含めて、変動をさせていくということになろうかと考えております。

委 員： 分かりました。それはどのぐらいの、分からないかもしれないけど、数年ごとに考えていくという、そういう感じなんですか。

県 側： そうですね、およそ3年ぐらいを目途に見直しをしていくことになろうかと思っております。

委 員： 分かりました。ありがとうございます。

会 長： ほかにございませんか。

委 員： すみません、令和2年から令和3年にかけて、拠点校における生徒メンバーが10%増加ということで、需要が増加しているということで御記載いただいているんですけども、令和4年の当初歳出が、令和3年の決算時から4割程度増加しているということで、令和2年から3年の人数増加、相談する増加よりもかなり大きな相談増加を令和4年は見込まれているということなのか。何か、すみません、私が御説明を聞きそびれたのかもしれないですけど、新たな何か施策を令和4年から始めるということで、歳出が増えているのでしょうか、教え

ていただければと思います。

県側：ありがとうございます。実はここに記載していないんですけれども、令和2年及び令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、新卒者の求人数が大幅に減少したということを受けまして、臨時交付金を充当しまして、就職相談員という臨時的に配置をしている職員がおります。これが令和2年度と3年度に限られておりますので、そういったところも含めて、令和4年度は少し、進路支援コーディネーターがカバーする範囲をより多くできるようにということで積算したものでございます。

委員：ありがとうございました。では、実際の、何というか、トータルのこの事業に係る金額としては、令和3年から令和4年にかけては増加しているわけではないということですかね。歳出として増加しているわけでは。

県側：そうです。そのように御理解いただければと思います。

委員：ありがとうございます。

会長：ほかにございませんか。お願いします。

委員：ありがとうございます。非常に大事なところをコーディネーターの方とかがしっかりとサポートされているんだろうなということが伝わって、そういった、先ほど純増しているということで、もう少し相談件数も増えていたりするということですし、それから今後もコーディネーターの教育とか拡充をしていくんだろうと思うんですが、コーディネーターの数そのものを今後増やしていくというような御意向というか、計画というのはあられるんでしょうか。

県側：ありがとうございます。これは現時点において、支援コーディネーターの配置を増員するということが決まっているものではございませんけれども、学校の実施状況を踏まえて、適切な支援体制が整備できるようにということで、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

委員：ありがとうございます。コーディネーター1人当たり10校程度ということなので、これからはもしかしたら人数というか、増加傾向にあるのかなという気もしますし、適宜増員が必要であれば、そのような措置ができるといいんじゃないかなと思いました。以上です。ありがとうございます。

県側：ありがとうございます。

会長：ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声)

会 長： それでは、次に進みたいと思います。高等学校等通級指導推進事業です。では、説明をいただきます。

(県側説明)

会 長： それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。

委 員： 御説明ありがとうございました。1ページ目の3の事業目標の成果指標についてお伺いしたいんですが、これは在籍校長の評価となっていますけども、4点法だから、4.0が満点ということになるかと思うんですが、令和3年は3.5なので、目標を達成できていますけども、実績を追ってみると、令和1年とか令和2年とか、特に令和2年は3.9とかと、ほぼ満点に近いような感じまで上がっていたのに、令和3年は3.5に、3.7、3.9まで上がったのに、3.5に下がっています、実績としては、目標は達成しているんだけど。これはどういう、特に令和2年は3.9とかと非常に高いんですが、それがこういうふうに下がったのはどういうふうに現状として把握なさっているのかというのをお伺いしたいんですが。

県 側： 令和3年度、この下がっている原因について分析をしたんですけれども、実は対象の生徒が在籍している学校を途中で退学をしたケースがございまして、これについて在籍校長が1点と、やめてしまったということで、1点という評価が一部ございまして、そういったことで全体の評価を引っ張って、ちょっと低くなっているという状況でございます。

委 員： 分かりました。多分、そんなに対象者の学校数が多くないので、一つ1点とかつけられると、全体に影響して、こういうふうになくって下がったという、そういうふうな理解ですか。

県 側： はい。

委 員： 分かりました。ありがとうございます。

会 長： ほかにございませんか。お願いします。

委 員： 御説明ありがとうございました。重要な施策だと思います。先ほどもお話があった成果指標のことなんですけれども、なかなかこれどういうふう成果指標を設定するか、難しい問題だと思うんですが、今は在籍校の校長の評価ということなんですけど、例えば、高校生ですので、その通級指導を受けた本人だったり、保護者からの例えばアン

ケートとかでその評価をしてもらって、それも成果指標に組み込んでいくというようなこともあるのかなと思いましたので、その辺りについてどう考えておられるのかお聞かせいただければと思います。

県側：ありがとうございます。御指摘もございましたように、この成果指標については、客観的な成果指標というふうにはしておりますけれども、本当に生徒本人の思いであったり、保護者の評価であったりということが今、反映されていない状況でございますので、その辺りのことを含めまして、来年度以降、成果指標の在り方については見直しを図っていきたいと考えております。ありがとうございます。

委員：ありがとうございます。

会長：お願いします。

委員：説明ありがとうございます。とても分かりやすかったです。質問なんですけれども、どれぐらいの人数の方というか、特別支援の通学をしながらそういったところ、支援が必要な子たちがいるのかというのが、年々どれぐらい、人数というか、増えていっているのかなというところをもし御存じでしたら教えていただけますでしょうか。

県側：平成29年度の事業開始の際は、スタートは10人からでございました。その後は年々増えてまいりまして、昨年度については74名、そして今年度については、まだこの夏休み中に一度、対象者の判定をする部分がございますけれども、見込みといたしましては80名を超える見込みとなっております。

委員：ありがとうございます。何が言いたいかということ、子供たちのそういう数が増えていけばいくほど、スタッフの数は増える必要があると思うんですね。なおかつ今、生産人口としては減っていく傾向にあるので、人が介在するところというのが増えていくと、とてもその人たち、何とかな、職員というか、スタッフの人たちが集まりづらいという傾向があると思います。改革としては、80人を個別最適化していくのかどうかということを県の教育委員会として考えていかないといけないと思うんですけども、採用しづらいと思うので、特にこの特別支援となると専門的な知識とかも必要だと思うので、多分。

何が言いたいかということ、金額、コストですね、コストがこれだけで足りるのかということか、どんどん年々人が増えれば、職員も増えるので、増加傾向になっていく事業になるんじゃないかなと思っているので、そこをどう捉えていくのかといったときに関しては、指標がもう少し、事業に対して本当に効果があつて、効果があつたからこれを継続するというのをきちんとエビデンスとして提供しないと、お金が

増えていくことに対する説明がなかなか効かなくなってくると思います。しかし多分、高校生でこういった対応をするというのは非常に重要だと思うので、ぜひ続けてほしいと思いつつ、そういったところをきちんと垣間見たところで、県としてきちんと方向性をつくっていただけたらいいなと思いました。意見を言って、すみません。以上です。

県側：ありがとうございます。先ほどの指標の件と併せまして、この重要性であったり、必要性をしっかりとアピールできるような形にきちんと工夫、改善をしていきたいと考えております。

担当者につきましては、現在、例えば特別支援学校の退職の教員等も有効活用しながら、今、実施をしているところでございます。今後専門性のある教員の養成と併せて、そういった人材の活用についても考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

会長：ほかに御意見、御質問ございましたら。

副会長、どうぞ。

副会長：これは、対象は県立高校なんですね。

県側：はい。

副会長：これは、私学はこの措置は特に必要ないというか、私学を対象としない何か法的根拠があるんですかね。

県側：私学は多分、私学振興……。うちは県立高校だけを所管しておりますので、県立高校を対象にやっております。私学は私学、知事部局のほうで所管しておりますので、そちらでどういうふうにされているかというのはちょっと。

副会長：同じ事業があるかどうかは分からない。

県側：はい。そこそこの学校。ただ、中学校で今、特別支援学級だとか、通級指導を受けている生徒さんというのが非常に多くなってきていて、そういう生徒さんが私立の高校にかなり行っている状況というのがございますので、私立の学校、高校でもそういうふうな通級指導というのがやられているんじゃないかなと思われま。

副会長：それいわゆる合理的配慮の範囲について、教育委員会じゃなくて別々にやっているということになる、見方については。

県側：そうです。

副会長：県で統一しているわけではないと。

県側：そうですね。

会長：ほかにございませんでしょうか。

委員：何度もすみません。先ほど委員も同じような認識でおっしゃっていましたが、やはり対象者が増えているというのは必要性が高まっ

ているということなので、こういう事業説明の中には、それは入れていただいたほうがいいのかと思います。

私は大学の教員ですけれども、大学生も、こういう学習障がいがある学生というのが今、ものすごく増えてきていますので、多分こういう通級指導というのを受けてきていたんだろうなと思います。ですから、その対象者が増えているのと、あともう一つ、先ほど校長の評価でしたけれども、退学したのは、この指導が悪かったらなのか、それともあなたのせいじゃないのかというふうな考え方もできるので。だから、本人の評価とか、先ほどおっしゃっていましたが、本人の評価が無理ならば、受けてよかったと思っているのかどうかというふうなことはすごく大事なことなんじゃないかなと思いますので、そういうものをちょっと評価指標に入れていただいたほうが、校長の評価はあってもいいんですけれども、受けている本人がどう思っているのかということが大事なのかなと思います。そこは課長、ぜひ指標に入れてほしいなと思います。すみません、意見です。以上です。

県側： ありがとうございます。来年度改善を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

会長： ほかにございませんか。お願いします。

委員： すみません、先ほどの御意見に対して私の立場というか、障がいの者の施設とかもやっけていて、通級指導とかを受けているお子さんもいらっしゃるんですけど、何か本人の評価としてよく意見を聞くのは、何かちょっとお友達の間とかが気になって、通級指導を受けているということを周りに知られたくないとか、行っているんでしょというものがすごく重荷になったりするというような本人の意見もあります。

ただ一方で、今回も県の所管なので、私もまた少しエリアが違うかもしれないんですけれども、学校によっては保護者の方のアンケート調査とかもやられている学校があると思うんですね。その中で、必要と思って、ぜひ我が子に受けさせたいんだというような御意見もあつたりするかなと思いますし、継続的に本当に障がいのあるお子さんも増えているような現状ですので、ぜひしっかりと続けていっていただきたいと思っております。以上です。すみません。

県側： ありがとうございます。

会長： ほかにございませんか。

(「なし」の声)

会 長： 大事な事業ということで、頑張ってください。
県 側： ありがとうございます。どうもありがとうございました。
会 長： それでは、サイバー犯罪対策事業であります。説明をお願いします。

(県側説明)

会 長： ありがとうございます。それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。ございませんか。

委 員： すみません、すごく基本的なことを聞いてもいいでしょうか。このサイバー攻撃対策に従事する捜査官という方というのはもちろん警察の方ですよ。

県 側： そのとおりです。

委 員： その方の分析とか、そういう攻撃に対して何か、何ですかね、つまり知識がすごくある捜査官というイメージですか。それともその捜査官自体はそうでもないけれども、民間の方に委託をしていて、民間の方にそういうサイバー攻撃に対しての情報キャッチであるとか、そういうことは民間の方に委託。何か比重的にどっちが多いのかという、何か基本的なことを聞きたいと思います。

県 側： 分かりました。人材育成については、我々が考えているのが3段階ありまして、基本的に全警察職員が基本的な対応ができること、それと中段階として、ある程度の捜査、サイバー捜査に関する捜査ができること、あとはもう高度な能力を持った、先ほどおっしゃいましたサイバー攻撃、またいろいろな分析をすることによって、これから日々いろいろと変わっていくサイバー空間の脅威に対して対応できるような職員というようなものを育てているところです。

その中でも、やはり警察官だけでは、どうしても日々進化していくサイバー空間には対応がなかなかできませんので、そういったものに関しましては、大学の教授とか、あとはまたIT企業との協定を組んでいますので、そことの知識の共有、それと、あとはいろんな講義とかにも参加させていただいたり、企業のほうに研修に行かせてもらったり、そういったことで警察官のトップレベルの能力を上げること、それと、実際に捜査をしていく上でアドバイスを受けるというようなことをやっているところであります。

委 員： すごく分かりやすい説明をありがとうございました。本当、日々進化していくこういうのに対応するってすごく大変じゃないかなと思うんですけど、勝手なイメージで、その捜査官の人たちというのは何と

なくこういうふうな捜査をしているんじゃないかというように、すみません、勝手なイメージがありまして、高度なことに対応していく職員の育成というか、研修が非常に大事なのだろうなというふうにお話を伺って思いました。すみません、感想でした。ありがとうございます。

県側： ありがとうございます。

会長： ほかにございませんか。お願いします。

委員： 御説明ありがとうございます。

人材育成とかいうふうなことに関しては、本学の教員も何らか協力しているのではないかと考えておりますけれども、2ページ目の事業費のところですが、これは、私どもはサイバーセキュリティー、もうこれからは非常にここが物すごく肝要な点で、コンピューターが止まったらいろんな、みずほ銀行とかもそうでしたけど、コンピューターが止まったら、本当ににっちもさっちもいかないという、今はそういう時代になってきていると思うのですが、それにもかかわらず、この事業費が減額になっているというのはどういうことなのかなというので、ちょっとお伺いしたい。そこをお伺いしたいんですけども。

県側： 実は令和2年から計画をしまして、令和3年にうちのサイバー犯罪対策課のほうに高度技術対処センターというのを立ち上げました。その予算がこの令和3年の予算に入っております。このときに、先ほど高度な資機材と申し上げましたが、この高度な資機材を多く購入するなどさせていただいて、現在それを使っているということでございます。

令和4年につきましては、そういったものを継続して使っていくということで、若干は減っておりますが、最後、御説明したように、今後のサイバー空間の脅威の情勢の変化に応じて、いろいろと検討をさせていただきたいと思っております。

委員： 分かりました。ありがとうございます。つまりハードの購入費が令和3年はかかったけども、令和4年はそこまでかかりませんよという、そういうことでよろしいんですか。そういう理解でよろしいですか。

県側： そうです。令和3年にある程度の機械を充実させたというところでございます。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： どうぞ。

委員： 説明ありがとうございます。まず、このサイバー犯罪の内容って、一番乗っ取りとかが多いと思うんですけども、LINEとかフェイ

スブックとかSNSとかですね。そういったことじゃなくて、そのサーバー自体、データを圧縮して、企業に脅しをかけるみたいな犯罪と全然違うので。

私、何が言いたいかというと、私はエンジニアだったので分かるんですけど、そういうSNSを使っていて、乗っ取りをされる、ユーザーIDとパスワードが乗っ取りされてしまって、LINEでPayを、何かお金が流れていくというような捜査と、機器自体乗っ取りをかけて、データを抜いてしまって、ハッキングしてデータを抜いちゃって、企業の大事なデータを全部圧縮かけてしまって、パスワードが必要な状態になって、脅しというか、人質みたいな感じで、お金を払わないとこのデータはもう見れないよみたいなことをする犯罪というと、全然レベルが違ってくるんですけど、これは両方ともサイバー犯罪として県警で対応されているということでしょうか。そのための費用ですか、全体の。

県側： 結論からすればそのとおり、県警のほうで対応していくものであります。定義づけとして難しいところがあるんですけど、サイバー犯罪というのは、エンジニアの方であればよくお分かりだと思うんですけど、不正アクセスとか、電磁的記録的な犯罪というのもあるんですが、そのほかにもネットワークを利用した犯罪というのもこのサイバー犯罪に含まれてくるところがありますので、先ほどおっしゃいましたように、捜査のやり方が全然違うんじゃないかというのは、多分にあるところであります。

それと、先ほどおっしゃった恐喝されるというのは、ランサムウェアの関係だと思うんですけど、その件についても県警のほうで対応しております。以上です。

委員： 結構な人数が必要ということですよ、それをやるのは。そうでもない。

県側： 捜査する上では、どの犯罪でもそうなんですけど、人数はかかります。ただ、サイバー犯罪対策課もしくは警備部のほうだけで捜査するのではなくて、警察署も含めて捜査をしていきますので、その対応をやっているところであります。

委員： 私も個人的に、余談ですけど、幾つか解決したので、転職の際には、ご連絡させていただけたらなと。

県側： 御助言があればよろしく願いいたします。

委員： たくさん来たので、幾つか解決させていただきました。そういったことも。一番何が言いたいかというと、企業向けと個人向けとは、ま

たそのアプローチが違うなと思っていて、多分、今のところ個人向けのほうが多いのかなと思ったので、それをPRとかもSNSで行っていらっしゃると思うんですけども、サイトを見る限り、もうちょっと何か伝わりやすい、サイトに上げると、サイトにアクセスしないと行かないので、ツイッターとかもですね。県警からプッシュというか、もしかしたらもう既にやっていらっしゃるかもしれないんですけども、LINEとか、福岡県とか福岡市がやっているようなそういったところにしつこく乗っけていくということ、PRの一環なんですか、そういったこと、認知の向上も含めてやっていただければいいのかなと思います。私たちエンジニアというか、ITの人が言うより、県警さんが言ってもらったほうが、特に年配の方々は聞いてくださりやすいので、よろしく願いいたします。

県側： 今、県警のほうでは、サイバー犯罪対策の公式ツイッターと、あと、インスタグラムをやっておりますので、ぜひ登録をしていただいて、見ていただきたいと思います。

あと、企業対策としては、重要インフラ対策ということで、こういった社会基盤のところの会社にも個別に対応を行っております。そのほかFCSENETというのを使っていて、中小企業者対策ということで、中小企業振興会とか商工会議所、こういったところと協定を組んで、広報啓発活動もやっているところがありますので、またいろいろと御助言があればよろしく願いいたします。以上です。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかにございませんでしょうか。

委員： これ、今回取り扱っているものの中では、これでも予算がまだついているほうなんですけど、ただ、それでもこの間の防衛省、自衛隊を前提に、そこでお話を聞いて、いわゆるサイバー対策もそこでやっているのも聞きましたけど、今日の話と非常によく似ていて、やっていることは、主要業務三つで、職員、一般の研修ですよね。それとプラスアルファ。それから企業、個人いろいろありますけど、啓蒙啓発。それから、システムのやられているところとしては、自分たちの持っているシステムの維持、管理、更新、防御、そのぐらいのところをやっとで、それこそ世界で乗っ取りの犯罪をかけてくるようなものがどこかに立地していて、それに対する対処と言われても、なかなかシステムの的には、今の体制だとなかなか十分に対処できないというのが実情じゃないかと思うんですよね。

こうした中で、この犯罪の防御の必要性が非常に高くなってきてい

るとすると、その部分については各県で対処していくところが大きくなるのか、それとも警察庁とか警視庁とかにかなり全国的なセンターができて、そこと各県警本部が提携して事業を打っていくようになるのか。これ、この事業、サイバー犯罪事業の将来イメージになると思うんですが、それは現時点でどういうように考えているのが一番正しいというか、可能性が高いとお考えですか。

県側： まず、東京の警察庁のほうの動きなんですけど、もしかしたら新聞紙上で御存じかもしれませんが、今度、新しく今年の4月からサイバー警察局という局が一つ新しく立ち上がっています。警察局のほうで、またサイバー特別捜査隊だったと思いますけど、そういったところが今度、捜査権を持って、初めて警察庁として捜査権を持って捜査をするというふうになっています。

このサイバー犯罪に関する障害となっているのが、どうしても先ほどおっしゃいました国際、国の壁というのがありますので、その辺りは今後、多分そういったサイバー警察局のほうが中心となってやっていく。今でも国際照会とかはやっているんですけど、より向こうの連携が取りやすくなるのではないかと、私あまり言うことではないんですけど、そういったところを期待はしているところです。

あと、対策面につきましても、これはもう今までもしていたんですけど、サイバー犯罪というのは県の境はおろか、国境を越えるものがありますので、これは昔から警察全体が警察庁を中心に情報共有をずっとやっておりますし、JC3という、一般社団法人の日本サイバー犯罪という、そういった民間と警察とが協力した団体もありますので、そういったところを中心に対策も含めておりますので、今はもう1県というくくりではなくて、全体的共有しながらやっていく。だから、それをもっと深めていくのが、これからの先の見通しかなどは考えております。

会長： ほかにございますでしょうか。

これは聞いていいかどうか分かりませんが、何人ぐらいの構成でやられているんですか。答えられるんですか。サイバー犯罪対応課か。

県側： 対策課ですか。

会長： 対策課は。

県側： 対策課自体は定員57名でございます。

会長： それぐらいの、なるほど。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声)

会 長： ますます大変になるでしょうけど、頑張ってください。

県 側： ありがとうございます。

会 長： これで今日の議題は全て終了となります。本日の審議を終わりたいと思います。これからの進行は事務局のほうにお願いします。

事務局： 3時間にわたって大変熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいた貴重な御意見、御指摘を踏まえまして、再度検討を行いまして、検証や工夫を行いまして、より効率的、効果的な事業の実施に向けた取組を進めてまいります。

そして、御指摘いただいた成果指標の設定につきましては、今、設定している指標については、その根拠についてきちんと説明できるように、第3回の審議会に向けて準備してまいります。そして、新たな指標の設定自体の見直しについても、検討してまいりますけれども、次回の審議会が今週金曜日ということですので、その分について、時間的にすぐ全て反映できるかというのは正直、難しいところがございますけれども、御指摘を踏まえまして、適切な指標の設定について、今後検討を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、次回の第3回行政改革審議会の日程でございます。次回は今週の金曜日、8月26日の午前9時30分から、本日と同じ会場で開催いたします。よろしく願いいたします。議題は、前の行政改革大綱5年間の実施状況の報告と、本日用いました外部評価についてでございます。

以上で、令和4年度第2回行政改革審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

— 了 —